



全教職員配布  
職場討議資料

# 10月30日 東京都人事委員会が一時金について先行して勧告 一時金の引き下げを勧告(△0.10月) 年間4.55月 再任用教職員(△0.05月) 年間2.40月 都教組、不当勧告に断固抗議!

10月30日、東京都人事委員会は、2020年の都職員の給与に関する勧告を、一時金について先行して行いました。勧告は、一時金の年間支給月数を0.10月(再任用職員は0.05月)引き下げるといものです。引き下げは、期末手当で実施するとしています。一時金引き下げの勧告は、10年ぶりです。  
また、例月給など、一時金以外の給与については、別途必要な報告・勧告を予定しているとしています。

都労連・都教組は人事委員会に対し、職場からの声を集めた署名26,622筆(うち都教組5,641筆)を提出し要請を重ねてきました。しかし人事委員会は切実な職員の声を大きく裏切る不当勧告を強行しました。

### 【勧告のポイント】

- ◆一時金 年間支給月数を0.10月分引き下げ 年間4.55月 (再任用職員は、0.05月引き下げ 年間2.40月) 引き下げ分は、期末手当で実施

### 都労連「年末一時金要請書」提出

- ◆期末手当2.5月分支給せよ!
- ◆回答指定日は11月12日

くらしを支え、安心して教育に打ち込める賃金・労働条件改善を求め、都労連に結集し全力でたたかおう!

「東京都人事委員会勧告」の詳細は、東京都人事委員会ホームページに、掲載されています。  
★都教組批准投票は、10月26・27日に行われ、圧倒的な賛成で批准されました。

### 異例の一時金のみ先行しての勧告

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、民間給与実態調査をポーナスについて先行したこと、国の人事院勧告も、都の人事委員会勧告も、一時金について先行して行われました。

### 全国でも突出した0・10月分の引き下げ勧告は許されない

都の人事委員会は、今年度の一時金について、民間企業の支給割合が職員の年間支給月数を0・08月分下回っているとし、年間支給月数を0・10月分引き下げるとしました。

10月7日に行われた国の人事院勧告は、一時金について0・05月分引き下げとし、その後、多くの道府県や政令市でも一時金を0・05月分引き下げるとする勧告が出されました。都のような0・10月分の引き下げ勧告は、現時点で他に1県しかなく、突出していると言わざるを得ず、断じて許されるものではありません。

コロナ禍の中、奮闘する教職員の労苦や、日本で一番の高物価である首都圏でくらす都の職員の生活の実態を顧みない、不当な勧告です。

### 期末手当で引き下げることの不利

昨年度までの一時金の引き上げは、全て勤め手当で行われてきましたが、今年度の勧告では引き下げを期末手当で行うとしています。これでは、成績率で職員に差をつける勤め手当の比率が相対的に高まり、能力・業績主義を強化する勧告は断じて容認できません。

また、勤め手当の割合が高まることで、勤め手当の除算率が高い育児・介護の権利の取得に大きな不利益が生じます。今年度から期末手当支給となった会計年度任用職員の一時金も、大きく影響を受けてしまいます。

### 都労連、年末一時金要請書提出

都労連は、11月2日、都側と団体交渉を行い、不当勧告によらず、年末一時金2・5月分を12月10日までに支給することを要求する「2020年 年末一時金に関する要請書」を提出しました。そして、11月12日に回答するよう求めています。

したがって、回答指定日までは、引き下げ勧告に対置した年末一時金要求2・5月分支給と都労連要求の実現をめざす第一段階のたたかいと位置づけられます。

### 「1年単位の変形労働時間制」条例提案させない

今年度の秋季年末闘争では、都教組の大きな課題の1つとして、「1年単位の変形労働時間制」導入を阻止するたたかいがあります。8時間労働制を破壊し、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進に逆行するものとして、都労連も大きく位置づけて反対を表明しています。

教職員の働き方を改善するためには、職員を増やし、1学級当たりの児童・生徒数を減らすことが第一に考えられるべきです。各職場・地区でも、「変形労働時間制」の問題点をひるめ、「意向調査」等が出されていかにについても注視していくことが必要です。

### 二段構えのたたかいに

例月給勧告の時期は見通せませんが、第一段階のたたかいに引き続き、例月給勧告に要求を反映させる要請にとりくみ、大幅賃金引き上げ・労働条件改善を求める第二段階のたたかいを開始します。

例年行われていた、職場の組合員参加による総決起集会は、感染リスク等を考え、縮小・制限して行わざるをえません。都教組は、都労連に結集し、職場からの声を力に、労使交渉による自主決着をめざし、全力でたたかいぬく決意です。

## 今だからこそ都教組へ

教職員の労働条件の改善は、子どもたちの教育条件に直結する重要な課題です。教職員の願いを要求にして、その実現にとりくむ東京都教職員組合。あなたの加入が、その運動の大きな力になります。

### 都教組(東京都教職員組合)加入書

氏名 ふりがな \_\_\_\_\_ (男・女) 生年月日 19\_\_年\_\_月\_\_日

職場(学校)名 \_\_\_\_\_ 職種 \_\_\_\_\_

★以下は今わかれればお書きください。後日お知らせくださっても結構です。

職員番号 \_\_\_\_\_ 給料級・号給 \_\_\_\_\_ 級 \_\_\_\_\_ 号給 \_\_\_\_\_

組合員へお渡しいただくか、FAXで都教組まで FAX番号(03-3262-9705)